

昭和毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 買収令書に代える告示

目

次

告 示

一 土地の所在及び対価等

土 地 の 所 在

台帳	地 目	面 積
現況		

台帳	面 積
買 収	

対 価	所 有 者
破 二 朗	

昭和三十五年八月三十一日
鳥取県知事・石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十三号
次の土地は、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七十二条の規定により買収することに決定したが、土地所有者の現住所が不明のため買収令書を交付することができないため、同法同条第四項において準用する第五十条第三項の規定により、その内容を告示して交付に代える。

- 東伯郡東伯町大字八橋字鉄山屋敷三四六七の一七 原野 畑 一、三〇 反
- 二 対価の支払方法 供託する
- 三 買収の期日 昭和三十五年十月十五日